

独立行政法人国立病院機構倫理教本

平成29年4月
独立行政法人国立病院機構

3つの基本的心構え

- 倫理保持のルールを守り、誇りと使命感を持って仕事をしましょう。
- 自分のとらえている行動が、国民から見て、公正な職務の執行の観点から疑惑や不信を招かないか、常に意識し、倫理行動規準(→14頁参照)に照らして行動しましょう。
- 職務に対する国民の信頼を確保するには、独立行政法人国立病院機構職員の倫理に関する規程(以下「倫理規程」という。)を守っているだけではありません。国民の期待に応えるという、より高いレベルの倫理意識を持って仕事をしましょう。

目 次

・ 3つの基本的心構え	1
・ 利害関係者とは	2
・ 利害関係者との間における規制	3
・ 利害関係者との間における禁止行為の例外	5
・ 利害関係者ではない者等との間における禁止行為	6
・ 倫理の保持を阻害する行為等の禁止	6
・ 1万円を超える飲食の届出	7
・ 講演等に承認が必要な場合	8
・ 贈与等の報告	9
・ 違反行為に関する懲戒基準	10
・ 倫理規程セルフチェック	11
・ 倫理行動規準	12

利害関係者とは

利害関係者とは、工事の請負、各種委託、物品の購入等に当たって職員の職務に利害関係のある相手(団体及び個人)をいいます。

例：製薬会社・卸業者、医療機器メーカー、建設業者、委託業者
その他、株式会社等の営利法人は利害関係者に該当する可能性が高いので、十分確認すること。

【参考1】医師会との関係

(国立病院機構職員倫理関係Q&A 問1-6)

利害関係者に該当するかどうかは、職員の職務と相手方の具体的な関係に着目して判断すべきものであり、医師会ということをもって直ちに利害関係者に該当するものではない。

例えば、当該病院と医師会との間で委託契約が締結されている場合等を除き、通常は、病院職員と医師会との間には、利害関係はないと判断されることから、一般的には利害関係者に該当しない。

【参考2】利害関係者と利害関係者以外の共催の講演

(例：A研究会(非営利)とB製薬会社共催の疾病研究会)

報酬をどこから受け取るかが着眼点になる。

- ・ 講師依頼書において、謝礼をA研究会・B製薬会社のどちらが負担するか不明の場合(金額のみの記載)には、講演依頼先に謝礼をどちらが負担するか確認が必要(後日提出する贈与報告書と一致させる)
- ・ B製薬会社(利害関係者)が負担するのであれば、報酬の上限の範囲内(→8ページ)で講演の可否について事前承認が必要

利害関係者との間における規制

(贈与、無償のサービス提供、供応接待、ゴルフ等について)

- ① 金銭、物品等の贈与を受けてはならない。
- ② 金銭の貸付けを受けてはならない。
- ③ 無償で物品又は不動産の貸付けを受けてはならない。
- ④ 無償でサービスの提供を受けてはならない。
- ⑤ 未公開株式を譲り受けてはならない。
- ⑥ 酒食等のもてなしを受けてはならない。
- ⑦ 共に麻雀等の遊技・ゴルフ・旅行をしてはならない。
- ⑧ 利害関係者に要求して、第三者に対して上記①～⑦の行為をさせてはならない。



①金銭、物品又は不動産の贈与を受けてはならない。

利害関係者から金銭や物品などを受け取ることは、せん別や祝儀などの名目、金額の多寡にかかわらず、禁止されています。



広く一般に配布される宣伝用物品や記念品

次のようなものについては禁止行為に該当しません。

- 結婚披露宴の際、配偶者や父母との関係に基づき出席した者(あなたにとっては利害関係者)から、通常の社交儀礼の範囲内の祝儀を受け取ること
- 父の葬儀を執り行う際、亡くなった父との関係に基づいて利害関係者が持参した、通常の社交儀礼の範囲内の香典を受け取ること



あなた 利害関係者



②金銭の貸付けを受けてはならない。

利害関係者から金銭の貸付けを受け取ることは、通常一般の利息を払っても許されません。



金融機関などが利害関係者に該当する場合に、一顧客として貸付けを受けること。



③無償で物品又は不動産の貸付けを受けてはならない。



職務として利害関係者を訪問した際に、その利害関係者から提供される物品(文房具など)を使用すること



④無償でサービスの提供(車の送迎など)を受けてはならない。



職務として利害関係者を訪問した際に、周辺の交通事情等からみて相当と認められる範囲でその利害関係者から提供される自動車(利害関係者が日常的に利用しているもの)を利用すること



⑤未公開株式を譲り受けてはならない。

未公開株式の譲り受けは、有償、無償を問わず禁止されています。



⑥酒食等のもてなしを受けてはならない。

酒食のほか、観劇やスポーツ観戦などによるもてなしも含みます。
飲食代等の一部を負担してもらうことも含みます。



職務として出席した会議等における茶菓や弁当などの簡素な飲食物
★ 倫理監督者等の承認を得て講演を行う際、講演の前後に簡素な飲食物を受けることについても、禁止行為に該当しません。



多数の者(20名程度以上)が出席する立食パーティーにおける飲食物
★ 着席形式であっても座席が指定されず、人数もかなり多いような場合は、立食パーティーに準ずるものと解される場合があります。

注意

- 飲食における割り勘の場合でも、その負担額が十分ではなく、実際の費用との差額分を利害関係者が負担した場合には、利害関係者からその差額分の供応接待を受けたこととなり、禁止行為となります。
- 利害関係者と飲食する際には、事前に倫理規程のルールを伝えることや飲食した後に自己の費用を正しく負担しているかを領収書等で確認することなどを心掛けてください。



⑦共に麻雀等の遊技・ゴルフ・旅行をしてはならない。

これらの行為は自分の費用を負担する場合でもできません。



職務のために必要な範囲で共に旅行すること

★ 次のような場合は禁止行為に該当せず、利害関係者とともに行うことができます。

- ・ 所属組織のOB会のゴルフコンペで偶然利害関係者と一緒になる場合（参加者30名以上で、利害関係者が数名程度の場合）



⑧利害関係者に要求して、第三者に対して前記(①～⑦)のような行為をさせてはならない。

例えば、利害関係者に要求して、自分の家族に贈り物を届けさせたり、自分の親族が経営する会社を下請けで使わせたりすることは、禁止行為に該当します。

※広く一般に配布される宣伝用物品や記念品、立食パーティーにおける飲食や記念品を提供させることもできません。

★ 大規模災害の発生に際して、行政機関から所属団体に要請し、自治体に対して救援物資を提供してもらうというような公務として行われる行為については、禁止行為に該当しません。

利害関係者との間における禁止行為の例外

学生時代からの友人など、私的な関係がある場合で、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯、行為の態様等から見て国民の疑惑や不信を招くおそれがない場合に限り、前記(①～⑦)の行為をすることができます。

ただし、利害関係者に要求して、第三者に前記(①～⑦)の行為をさせることは、私的な関係があってもできません。

※ 「私的な関係」とは、職員の身分にかかわらない関係をいいます。したがって、職場での上司や同僚との関係、職務上のカウンターパートとの関係、職場のOBとの関係では、私的な関係には当たりません。

利害関係者でない者等との間における禁止行為

相手が利害関係者でなくても、以下のような行為は許されません。



- 同じ相手からの繰り返しのものや著しく高額なもの等、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待や物品などを受け取ること
- 飲食物の料金などを、その場に居合わせなかった者に支払わせること(いわゆる「つけ回し」)

倫理の保持を阻害する行為等の禁止

違反行為を組織的に助長したり、真相の解明を妨害する行為を防止するため、以下の行為が禁止されています。



他の職員が倫理規程違反の行為によって得た財産上の利益であることを知りながら、その利益を受け取ったり、享受してはならない。

※ 「知りながら」とは、周囲の状況から通常の注意力、判断力をもってすれば知り得る状況にあることをいいます。



- 任命権者、倫理監督者等、上司に対して、自分や他の職員が倫理規程に違反する行為を行った疑いがあると思われる事実について、虚偽の報告をしたり、隠ぺいしてはならない。
- 管理職の立場にある職員は、部下に、倫理規程に違反する行為を行った疑いがある場合には、黙認してはならない。

※ 「黙認」とは、何らの対応もとらないことをいいます。

したがって、例えば、自ら当該職員を指導した場合や、倫理監督者等に報告した場合には、責任は問われません。

1万円を超える飲食の届出

自分で費用を負担するなど、利害関係者の費用負担によらず、利害関係者と共に飲食をする場合において、自分の飲食に要する費用が1万円を超える場合は倫理監督者等へ事前に届け出なければなりません。

ただし、やむを得ない事情により、事前に届出ができなかった場合は、事後速やかに届出を行わなければなりません。

※ 「やむを得ない事情」とは、次のような場合をいいます。

- ・ 1万円を超えない見込みであったが、実際には超えた場合
- ・ 利害関係者はいない見込みであったが、実際にはいた場合

※ 以下のような場合でも1万円を超える場合は届出が必要です。

- ・ 一次会、二次会それぞれでは1万円を超えないが、両者を合計すると1万円を超える場合
- ・ 同一部局で勤務した関係や研修を同時に受けた関係のある者と飲食を行う場合

● 以下の場合には、この届出は必要ありません。

- ・ 多数の者(20名程度以上)が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食する場合
- ・ 私的な関係のある利害関係者と共に飲食する場合であって、自分又は私的な関係のある利害関係者ではない第三者が費用を負担する場合(社会通念上相当と認められる範囲内)

講演等に承認が必要な場合

利害関係者からの依頼に応じて、報酬を受けて講演等を行う場合は、あらかじめ倫理監督者等の承認を得ることが必要です。

※「講演等」とは、講演、討論、講習・研修における指導・知識の教授、著述、監修、編さん、ラジオ・テレビの番組への出演をいいます。

- 利害関係者から依頼されたものであっても、報酬を受けとらないものや利害関係者でない者から依頼されて報酬を受けるものについては、倫理監督者等の承認は必要ありません。

依頼元	報酬あり	報酬なし
利害関係者	承認必要	承認不要
利害関係者以外	承認不要	承認不要

講演等の報酬について

- ① 講演、討論、講習・研修における指導・知識の教授、ラジオ・テレビの番組への出演
1時間当たり 40,000円程度
- ② 著述
400字当たり 8,000円
※監修、編さんについては、著述に対する報酬額を踏まえた金額
- ③ 講演等の内容が高度の専門性を有する場合
1回当たり 100,000円程度
※著述、監修は除く

贈与等報告書の提出について

倫理規程で対象となる職員は、事業者等から1件5千円を超える贈与等を受けたときは、倫理監督者等に贈与等報告書を提出しなければなりません。

※倫理規程で報告の対象となる職員については、以下のとおり。

- 一 独立行政法人国立病院機構院長給与規程(平成16年規程第23号)の院長基本年俸表の適用を受ける職員
- 二 職員給与規程別表第12の2イ基本年俸表(一)、ロ基本年俸表(二)又はハ基本年俸表(三)の適用を受ける職員
- 三 職員給与規程別表第1ロ医療職基本給表(二)の職務の級5級以上の職員
- 四 職員給与規程別表第2事務職基本給表の職務の級4級以上の職員
- 五 職員給与規程別表第4教育職基本給表の職務の級3級の職員
- 六 独立行政法人国立病院機構本部職員給与規程(平成16年規程第24号。以下「本部職員給与規程」という。)別表第1事務職基本給表の職務の級4級以上の職員
- 七 本部職員給与規程別表第1の2イ医療職基本給表(一)の職務の級2級以上の職員
- 八 本部職員給与規程別表第1の2ロ医療職基本給表(二)の職務の級5級以上の職員

報告の対象となるのは、下記のうち1件5千円を超えるものです。

- 事業者等から受けた贈与、飲食の提供など
- 利害関係者に該当する事業者等から受けた講演等の報酬
- 利害関係者に該当しない事業者等から受けた講演等の報酬のうち、職員の現在又は過去の職務に関係する事項に関するもの

- 宝くじの当選金や福引きの景品など、広く一般に誰でも受け取れるものについては、報告対象外です。
- 贈与等報告書のうち、1件につき2万円を超える部分については、何人でも倫理監督者等に対し、閲覧を求めることができます。

違反行為に関する懲戒基準例

	違反行為	懲戒処分の種類
1	各種報告書を提出しないこと	戒告
2	虚偽の事項を記載した各種報告書を提出すること	減給又は戒告
3	利害関係者から金銭又は物品の贈与を受けること	懲戒解雇、諭旨退職、 停職、減給又は戒告
4	利害関係者から不動産の贈与を受けること	懲戒解雇、諭旨退職又は 停職
5	利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償 で不動産の貸付けを受けること	停職又は減給
6	利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償 で役務の提供を受けること	懲戒解雇、諭旨退職、停職、 減給又は戒告
7	利害関係者から供応接待(飲食物の提供に限る。)を 受けること	減給又は戒告
8	利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること(遊技又 はゴルフの接待を受ける場合を除く。)	戒告
9	利害関係者に該当しない事業者等から供応接待を繰 り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超 えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けること	減給又は戒告
10	他の職員が倫理規程に違反する行為によって得た財 産上の利益であることを知りながらこれを受け取り又 は享受すること	懲戒解雇、諭旨退職、 停職、減給又は戒告
11	倫理規程違反の疑いがある事実について虚偽の申述 をし又は隠ぺいすること	停職、減給又は戒告
12	自らが管理又は監督をする職員が倫理規程に違反す る行為を行った疑いがあると思料するに足る事実を 黙認すること	停職又は減給
13	倫理監督者等の承認を得ずに利害関係者からの依頼 に応じて報酬を受けて講演等を行うこと	減給又は戒告

※この表は基本となる基準を示したものであり、行為の態様等によりこの基準よりも重い懲戒処分又は軽い懲戒処分が行われることがあります。

また、この表以外にも懲戒規定により処分対象となるものがあります。

倫理規程セルフチェック

倫理規程上、正しいものに○を、正しくないものに×をつけてください。
(解答は14頁の下にあります。)



①利害関係者からの依頼を受け、倫理監督者等の承認を得て講演を行う場合、講演の前後に利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けることは認められていない。	
②職員が飲食した際の費用を、その飲食の場に居合わせなかった事業者を支払わせることは、その相手が利害関係者でなくても許されない。	
③卒業後も親しくしている大学の先輩でも、現在利害関係者であれば、その先輩と割り勘で食事をする際、自分の飲食にかかる費用が1万円を超えるときは、倫理監督者等への届出が必要となる。	
④利害関係者でない事業者等からでも、何度も繰り返し接待を受けることは、倫理規程上問題がある。	
⑤利害関係者からのせん別は、1万円以内ならば受け取れる。	
⑥他の職員が利害関係者に当たる事業者からもらったビール券であることを知りながら受け取っても、その事業者が自分にとって利害関係者に当たらない場合には、倫理規程上の禁止行為に該当しない。	
⑦利害関係者からの講演の依頼を受けた際に、最寄り駅と講演会場との間を車で送迎してもらうことは、講演という役務の提供に付随するものであることから、倫理規程上の禁止行為に該当しない。	
⑧利害関係者から飲食の提供を受けることは禁じられているが、演劇の鑑賞への招待を受けることは、飲食を伴わないので供応接待には当たらず、倫理規程上問題はない。	
⑨利害関係者であるOBと居酒屋を飲食した際、その料金が5人で5万円だったが、OBに押し切られ4千円だけ支払った。先輩が多めに支払うのは常識の範囲内だし、接待を受けたわけではないので、倫理規程違反とはならない。	
⑩利害関係者と一緒に旅行することは、自分の分の費用を負担している限り、倫理規程違反とはならない。	

～Memo～

～Memo～

倫理行動規準 (倫理規程第3条より)

- 一 職員は、職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の遂行に当たらなければならないこと。
- 二 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- 三 職員は、法令及び国立病院機構の諸規程により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等による疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
- 四 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- 五 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が国立病院機構の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

【11頁セルフチェックの解答】

1: ×、2: ○、3: ○、4: ○、5: ×、6: ×、7: ×、8: ×、9: ×、10: ×

